

## 令和2年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月12日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦	建設課長 篠原英男	農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時32分

(午後1時30分 開議)

議長（森本信明君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしくお願ひいたします。

これから、本日6月12日の会議を開きます。

本日の会議において蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影、生中継及び信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第31号～日程第12 陳情第3号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第31号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから、日程第12 陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書についてまでの12件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託をし、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

今井 清総務経済常任委員長、登壇の上、報告願ひます。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 総務経済委員長、今井 清でございます。

それでは、総務経済常任委員会の監査、審査報告を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和2年6月4日に付託された標記案件を審査するため、6月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第31号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第32号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第33号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

裏面をご覧ください。

(4) 議案第38号 令和2年度立科町一般会計補正予算(3号)について歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳入については、【21款】諸収入で、茂田井区の遊具整備に対するコミュニティ助成事業補助金の交付決定による補正であるとの説明を受けました。

歳出については全款にわたり、人事異動等に伴う人件費の補正が計上されておりました。

【2款】総務費1項総務管理費のうち、まちづくり事業経費では、茂田井区遊具の整備について、コミュニティ助成事業の採択による補助金であること、ふるさと寄附金事業経費では、ふるさと寄附金管理システムの改修委託料との説明を受けました。

【5款】農林水産業費1項農業費のうち、農畜産物立科ブランド確立事業経費では、補助金内容の説明、2項林業費の林業振興経費では、森林整備の実施区域の説明を受けました。

【8款】消防費1項消防費の消防施設整備事業経費では、山部地区防火水槽の内部調査を行い、外部調査では確認のできなかった破損や腐食箇所等が見つかったことによる修繕工事費の増額補正であるとの説明を受け、歳入歳出とも原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番(森澤文王君) 6番、森澤。

社会文教建設常任委員会、審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審査経過。

令和2年6月4日に付託された標記案件を審査するため、6月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第34号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

デジタル手続法の制定に伴う住民基本台帳法の改正により、住民票の除票の写し等

の交付が制度化されたこと及び番号利用法の改正により通知カードが廃止されたことに伴い、証明等交付手数料について所要の改正を行うものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第35号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を鑑み、内閣に設置された対策本部の要請を受け、感染または感染が疑われる被用者に対し、傷病手当金を支給するための体制を整えることを目的に国の財政支援の交付基準に基づき所要の改正を行うものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第36号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第37号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

令和2年度の保険料軽減強化相当分に当たっては、国、県、町で公費負担をすることの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第38号 令和2年度立科町一般会計補正予算(第3号)について。

歳出のうち、【2款】総務費(のうち3項戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【10款】災害復旧費。

【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報システムや戸籍附票住基システムの改修委託料等であり、国の補助によりマイナンバーカードの利用に関すること及び窓口等の手続における証明書の添付省略等戸籍システムの情報連携を見据えたシステムの一部改修との説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費では、職員の人事異動による給料等の減額との説明を受け、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、児童手当制度の情報連携として日本年金機構への情報照会するためのシステム改修費、3目保育所費では、主幹係変更に伴う予算科目の調整であるとの説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費4目環境衛生費では、調査委託料について開発計画地の雨水排水計画等に関わる内容調査費であるとの説明を受けました。

【7款】土木費のうち、3項河川費1目河川費では、牛鹿川河畔林整備事業について入札を行い、護岸及び隣接する民地の立木を除間伐するとの説明を受け、5項下水道費1目下水道総務費では、繰出金の減額について繰り出し先の下水道事業特別会計における臨時的な職員の雇用形態の変更に伴い人事費が減ったことによるものとの説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費では、蓼科高校120周年記念式典の延期による補助金の減額、新型コロナウイルス感染症対策により、学校臨時休業期間中に発生した小中学校給食食材キャンセルに関わる補償金との説明を受け、2項小学校費及び3項中学校費では、学校施設環境改善交付金、国庫補助金を活用した小中学校職員

室、会議室等へのエアコン設置のための工事請負費及び設計管理委託料との説明を受けました。4項社会教育費では、オレゴン中学生派遣事業の中止に伴う負担金の減額との説明を受け、6項施設管理費のうち、用地買収費については、権現山運動公園の緑地帯敷地の買収との説明を受けました。

【10款】災害復旧費、3項教育施設災害復旧費では、災害復旧工事費について台風19号による権現山運動公園グラウンド西側法面の災害箇所への復旧工事との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第39号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、【4款】保険事業費のうち、1項特定健康診査等事業費では、健診・検診等医療費委託料について国の交付金の増額に伴い、特定健診未受診者対策事業の増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第40号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第41号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について。原案を全会一致で可決しました。

(9) 陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書。賛成少数で不採択としました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[ (なし) の声あり ]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。11番、榎本真弓君。

11番(榎本真弓君) 11番、榎本です。

ただいまより、陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書に対し、原案に反対の立場で討論します。

現在、新型コロナウイルス対策において、医療従事者の皆様には自らの危険をも省みず、対応に当たっていただき、心から感謝申し上げます。その上で、これから発言することは、アフターコロナ、ウィズコロナの次世代の社会を議論することであることを十分に認識し、判断していただきたいと申し上げます。

医学部は、6年制です。医学部入学後ストレートで行けば6年で卒業できます。医学部を卒業したら研修医となり、研修には2年間の初期研修と3年、4年間の後期研

修があり、研修期間は合計5、6年。大学生活と研修期間を合わせると、およそ11年から12年となります。つまり、18歳で現役合格したとしても、研修医を終えるのはおよそ30歳前後になります。

2008年からの13年間、医学部の入学定員数は増加していました。政府は、2006年に新医師確保総合対策、2007年に緊急医師確保対策を立ち上げ、その一環として各大学医学部の定員増員を決定しました。具体的には、2008年度より入学定員を168人増の7,793人に引き上げ、その後、年々増員が続きました。

日本の医学部定員は、1970年代の一県一医大構想で新設医大の開学とともに増え続け、1980年代前半に8,280人まで増えました。その後、医師過剰の懸念から徐々に削除をされ、2007年までは7,625人で推移していました。2008年度に医師不足が申告な都道府県への配慮から地域枠などの定員増員が始まり、2016年度には35年ぶりに医学部が新設され、医学部定員は、過去最多の9,262人になります。文科省ホームページをご覧ください。

医療専門誌が2016年に行った全国医学部学長アンケートでは、医学部定員の在り方に対し、減らすべきが6割強、増やすべきは0という結果でした。それぞれの医学部長、学長のご意見を紹介します。今後の人口減少により、医療機関の病床数も減少していくことが想定されることから、適正な医師数になるよう入学定員を減少させる必要があると思われる。長期的には定員を減らさざるを得ない。医療全体の質、個々の医師の質、さらに各医学部の質をそれぞれ担保しながら、慎重に適正定員に誘導すべきだと考える。併せて医師の地域偏在、診療科偏在への有効な対策を迅速に講じる必要がある。医学部定員は、OECDに準じた医師数を目標にすべきであるが、医学部定員増だけでは、医師不足は解消せず、最大の原因である医師偏在を解消する必要がある。地域間格差、医師偏在が声高に叫ばれる中で、平成20年から始まった定員増によって、いつの間にか新たに1,400人を超える医学生を抱えることになった。増員によるメリットは皆無ではないが、ただ数を増やせばよいのではなく、各地域の実情を精査し、確固たる計画に基づいて、何人必要だから定員増するべきである。現在進行中の新専門医制度も関係してくるのではないか。国際的には、日本はまだ医師不足にある。しかし、医学部の定員を増やすことだけで医療の地域間格差、診療間格差、外科医不足が解消されることではない。定員を増やす前に、医学部教育の出口における医療従事者の制度に手を加える必要があるというご意見です。

子供の数が減るということは、社会の構成人員そのものが減っていくということです。これは、患者数の減少を意味することにもなります。産婦人科、小児科は言うまでもなく、来院患者数が減少し、求められる医師の数が減ることを意味しています。

さらに、急速に進む高齢者社会においては、その医療費の高額化が深刻な問題になっています。医療保険財政の悪化によって、各地方自治体における保険料支出は増加の一途をたどっています。そのため国は、保険料の自己負担を上げる、治療よりも予

防に対し早めの手を打つといった対策を行いつつ、病院側に対しては、診療報酬の引下げに踏み切りました。診療報酬の引下げは、病院経営にとっては重大なダメージをもたらすことは、議員各位はお分かりのはずです。病院の収益が悪化することになれば、医師の給与も引き下げられるのは間違いありません。

以上のことから分かるように、医師の将来的な経済状況の見通しは、決して明るいとは言えません。また、収益が悪化した病院が、余剰人員となった医師を雇用し続けることも容易ではありません。勤務医にとっては、リストラされる可能性が生まれます。個人病院においては、廃業や倒産の危機に陥ってしまうことさえあり得ます。加え、各大学が地域枠で埋まらなかった定員分を一般枠に振り替えていたことが分かっています。それらの状況を踏まえ、文科省は医学部の定員見直しに踏み切ったのです。2020年度以降については、医学部定員は減らす方向で提案が出され、参加した医学部関係者らもおおむねこの案を支持しています。

なぜ、医学部定員を減らさなければならないのか。その根拠として、厚労省は、今後の医師の需給推計を掲げています。医師の労働時間を週60時間程度とした場合、2028年頃には、医師数約35万人で需給が均衡、もしくは週55時間程度の労働なら、2033年頃には、医師数約36万人で需給が均衡するというものです。すなわち、2020年度の医学部の入学者が、臨床研修を修了する2028年頃に医師数が充足し、それ以降は、医師過剰の時代に突入するという推測です。また、日本は高齢化社会が進んでいるため、医療受給が増えるという見方もありますが、65歳以上の高齢者数は、2040年頃をピークに減少の一途をたどる推計です。

長々と背景を申し上げましたが、陳情に対し意見を述べます。陳情では、定員減による地域医療の崩壊を心配されていますが、平成30年の医療法及び医師法の一部を改正する法律により、地域により医療提供体制を確保するための検討が、今まきに行われているところです。令和元年の社会保障審議会医療部会において、医師養成課程を通じた偏在対策の今後のスケジュールが示されており、令和4年以降は、医師の働き方改革に関する検討会の結論を踏まえ、再度検討を行い、医師の偏在対策、勤務時間の適正化などについて、再度医師需給推計を行った上で要請数の方針を見直すとしています。

以上のことから、医師養成定員を減らす政府方針という表現は適切ではなく、また医師数を増やすことにより連動して起こる課題などを併せて考えるべきであります。そして、医療費、地域偏在など、地域医療崩壊を防ぐための検討は、積極的に行うべきと考えます。

最後に、今後、意見書等提出するを行うことであれば、様々な問題解決へ向け、立町議会独自の意見書を作成し、提出することを望むものです。議員各位におかれましては、背景を十分に考慮して、賢明な判断を行っていただきたいと申し上げます。

よって、原案を採択とします。以上。

議長（森本信明君） ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） では、2つの議案について賛成討論を行います。

議案第35号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、国民健康保険加入者にも傷病手当金の新設を図るものであり、賛成するものです。これまで、健康保険や共済保険などには、病気やけがなどによる休業を補う傷病手当がありますが、国民健康保険にはなく、長年の願いでありました。発熱など、新型コロナ感染症の感染が疑われる場合には、他者への感染予防から仕事を躊躇なく休むことが奨励されています。しかし、これに対する経済的な補償がなければ、休みたくても休めない状況が現前としてあります。この条例改正は、その懸念の一部を解消する画期的な制度新設と評価します。

傷病手当金の額は、仕事を休んだその日以前の3か月の給与総額を就労日数で割り、その3分の2を休んだ日の4か目から最長1年6か月まで支給するというもので、日額にして最高3万887円までの補償が得られるというものです。ただし、休業補償など給与が出る場合には補償はなく、また、不足するときは、その差額分を国保組合から支給するというものです。まだワクチンなど有効な薬の開発がない中であっては、感染への恐れとともに、そうした場合の経済的損失への心配がありますが、この傷病手当金の新設により、経済的損失への心配が幾分和らげられることを期待します。

なお、この制度が、新型コロナウイルス感染症に限定されること、対象者が給与等の支払いを受ける者に限定されていますが、健康保険などと同様、事故や他の病気への適用や同じ国民健康保険加入者という公平平等の観点から、フリーランス、事業主など、給与の支払いを受けない者にも適用されることを強く期待して、賛成討論いたします。

次に、陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について、賛成討論します。

この陳情は、長野県医療労働組合連合会から2月18日に提出された陳情書で、3月議会には間に合わず、6月議会にかかりました。2022年以降の医学部定員を減らすことを検討することについて、転換、見直しを求めています。医療の現場、働く人の立場からの陳情だということを重く受け止めたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応を見ても、保健所の数や職員数を大幅に、ほぼ半減させたことが、初期対応の遅れやPCR検査数が諸外国と比べても一桁違う遅れとなったと認識しています。また、患者の対応に当たる医師や看護師の数が足りないために、感染症患者を受け入れれば、それ以外の患者への対応を中止せざるを得



なくなった事態も生まれました。陳情によると、42%の医師が、週の労働時間60時間を超えて働いており、救急や産科では、1か月の平均時間外労働時間が、平均80から90時間を超えるという過酷な勤務になっているとしています。週5日勤務するとなると、1日12時間労働で、時間外は過労死ラインを超える長時間労働、しかも命と向き合う緊張が強いられる過酷な労働実態があるそうです。

この陳情には、新型コロナウイルス感染症についての記述はありませんが、それは陳情の出された2月現在では、それほどの広がりがあったからと考えます。しかし現在の医療の現場では、通常の状態に加え、新たな感染症への対応も迫られて、医師をはじめ医療関係者は不眠不休の大奮闘を続けています。十分な財政支援のない中、ひたすら使命感に支えられて働いていらっしゃいます。だからこそ、医療関係者に拍手を送る運動や、感動を伝える、感謝を伝えるブルーライトの点灯行動などが広がっていると思います。

委員会の議論では、単に数だけ増やせばいいというものではない、診療報酬も増やさなければいけないし、医者への質の向上の問題もある。また、地方の偏在の問題もあるとして、この陳情が、単に医師の数を増やせということだけを求めているとして反対する向きがあります。しかし私には、この陳情は、医療労働者として長野県の医療崩壊を招かないための最低限の要望を述べていると考えます。そして、その裏付けとして、経済協力開発機構（OECD）2017年の調査を挙げています。千人当たりの医師数が、OECD平均で3.5人に対し、日本では2.4人で36か国中31位であり、絶対的な医師不足を指摘しています。

この陳情は、3月の議会に間に合わせようと県下全ての議会に提出し、近隣では、長和町、小諸市、軽井沢町、御代田町、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南北相木村など、軒並み採択されているそうです。議員の皆さん、少なくともこれ以上医師を減らさないでほしいという最低限の要求を全国の自治体がこぞって意見書として政府に届けられれば、どれほど医療関係者の皆さんを励ますことになるでしょうか。立科町議会も、その一員に名を連ねることができれば、医療関係者のみならず、町民も心強く思うことでしょうか。反対に否決となれば、どんなにがっかりさせることになるでしょうか。最低限の要求である、これ以上医師を減らさないでほしいという陳情への議員の皆さんの良識ある判断を期待して賛成討論といたします。

**議長（森本信明君）** ほかに討論はありますか。5番、今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** 5番、今井英昭です。

今定例会に上程された全議案について、賛成の立場から討論いたします。

条例の一部の改正する条例では、新型コロナウイルス感染症等に関わる特例の追記、また、国の法律名の変更に伴う改正との説明があり、必要の事項のため賛成します。

補正予算では、歳入においては主に事業費の確定、また、新型コロナウイルス感染症のため事業中止に伴う減額との説明があり、歳出においては、地方創生推進交付金

を活用したテレワーク事業の更なる発展に捉えた小規模自治体の多様な働き方モデル創出事業における営業力強化のコンサルティング委託等の説明を受けました。大きな視点で見れば成長分野であるクラウド産業振興の一つと捉え、町にとって今後の付加価値と活性化、また潜在的資源の活用をさらに実現するように期待しております。

陳情 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書については、当町も含めた地域医療の崩壊を防ぐため、長野県としても同じ方向を向いており、国会見解でもなく立科町町議会として、当町に大きな影響がある陳情書のため、賛成といたします。

以上で、賛成討論といたします。

**議長（森本信明君）** ほかに討論ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから日程第1 議案第31号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第32号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第33号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第34号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であり、お諮りします。本案は、委員長報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第36号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第37号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第38号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第39号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第40号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第41号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、起立によって行います。陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席ください。起立多数です。したがって、陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書は、採択することに決定しました。

◎日程第13 同意第5号

**議長（森本信明君）** 日程第13 同意第5号 立科町農業委員会の委員任用に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて同意を求める件について議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それでは、同意第5号 立科町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上にすることについて同意を求める件につ

き、この農業委員会等に関する法律第8条第5条ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、立科町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求めらるるものでございます。令和2年6月12日提出。

本件につきまして、ただいまより提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の委員を町長が任命するに当たり、法、農業委員会等に関する法律第8条第5項では、「原則、認定農業者が過半数を占めること」とされていますが、「例外として、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回り、委員の過半数を認定農業者またはこれに準ずる者とする」とすれば、委員の任命に著しい困難を生じることとなる場合において、議会の同意を得た場合には、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者または認定農業者に準ずる者とする」ことが認められており、これらの規定を適用するため、議会の同意をお願いするものであります。

立科町の農業委員会の委員の定数は13名です。8倍しますと104名であります。認定農業者の数は、6月1日現在73名で、定数の8倍の104名より少ないので、施行規則第2条第1号に該当し、例外規則を適用することができます。

農業委員の推薦及び募集の状況でございますが、定数と同数の13名の推薦があり、このうち認定農業者は3名で、過半数を占めることができませんでした。認定農業者に準ずる者の2名を加えましても、過半数には至りませんので、議会の同意をいただきまして、4分の1以上とする施行規則第2条第2号の規定を適用するものでございます。

よろしくご審議の上、同意賜りますよう、お願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について、採決をします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第5号 立科町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて同意を求める件については、同意することに決定しました。

◎日程第14 同意第6号～日程第26 同意第18号

議長（森本信明君） 次に、日程第14 同意第6号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件から、日程第26 同意第18号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件までの13件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） ただいま、議長のほうから同意第6号から第18号まで一括の同意を求める件の説明を求められたわけでございます。この件につきまして、一括でご説明させていただいてもよろしゅうございましょうか。

〔（異議なし）の声あり〕

それでは、一括で説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

同意第6号から第18号までは、農業委員会の委員の任命について同意を求める件でございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を立科町農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和2年6月12日提出。

農業委員会委員を任命するには、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会委員については、定数13名として、令和2年4月3日から令和2年5月1日までの29日間、推薦及び募集を行いました。応募はなく、候補者として地域及び団体から定数と同数の13名の推薦があり、それぞれ農業に関する見識を有する職務を適切に行うことができるとみなした者でありますことから、これらの候補者全員を農業委員会委員に任命することについて同意を求めるものでございます。

以下、氏名、備考の順で提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

同意第6号、高尾知之。

同意第7号、武重一壽。

同意第8号、岩下博美。

同意第9号、小林正典。

同意第10号、保科武美。

同意第11号、中谷嘉信。この方は認定農業者でございます。

同意第12号、西藤敏幸。認定農業者でございます。

同意第13号、高橋一富。認定農業者に準ずる者でございます。

同意第14号、小林則夫。

同意第15号、今井卷男。認定農業者に準ずる者でございます。

同意第16号、山浦文克。認定農業者でございます。

同意第17号、大澤康雄。

同意第18号、瀧澤諭子。この方は利害関係を要しない者として任命したいと存じます。

以上の候補者でございます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号から同意第18号までを、1件ごとに採決をします。この採決は起立によって行います。

同意第6号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立多数です。したがって、同意第6号については同意することに決定しました。

（発言する声あり）もとへ、もとへ、起立全員であります。

同意第7号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意されることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意7号については同意することに決定しました。

同意第8号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意8号については同意することに決定しました。

次、同意第9号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第9号については同意することに決定しました。

次に、同意第10号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第10号については同意することに決定しました。

次に、同意第11号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第11号については同意することに決定しました。

次に、同意第12号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第12号については同意することに決定しました。

次に、同意第13号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第13号については同意することに決定しました。

次に、同意第14号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第14号については同意することに決定しました。

次に、同意第15号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第15号については同意することに決定しました。

次に、同意第16号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第16号については同意することに決定しました。

次に、同意第17号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

起立全員です。したがって、同意第17号については同意することに決定しました。

次に、同意第18号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

したがって、同意第18号については同意することに決定しました。

#### ◎日程第27 発委第6号

**議長（森本信明君）** 日程第27 発委第6号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。開会はそれぞれにお知らせをいたします。なお、議員の皆様はそのまま着座をお願いをしたいと思います。一時理事者の皆さんは退席をお願いします。

（午後2時38分 休憩）

(午後3時20分 再開)

**議長（森本信明君）** 休憩前の戻り、議事を再開します。

先ほど、町長から議案第42号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についてが提出されましたので、日程に追加して議題としたいと思います。

また、会議規則第21条の規定によって、発議第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の配布してあります日程を追加日程として、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第42号

**議長（森本信明君）** 追加日程第1 議案第42号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** 議案第42号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、町民皆様への外出自粛や幅広い業種に対し、休業や営業時間の短縮などが要請され、解散後の現代におきましても、常に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を念頭に、新しい生活スタイルへの適応をしていく必要が生じてまいりました。

こうした町民皆様を取り巻く生活環境の変化や、深刻な地域経済状況を踏まえ、町民皆様に寄り添い、共にこの難局を乗り越えたいとの思いから、今回、私をはじめとする理事者の給料の減額につきまして、条例を制定するものであります。

内容につきましては、7月から12月の間、私、町長が10%、副町長並びに教育長が5%を給料月額から減額といたします。

よろしくご審議ほどをお願い申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから、本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 立科町長等の給料の減額に関する条例の制定については、可決されました。

◎追加日程第2 発議第2号

**議長（森本信明君）** 追加日程第2 発議第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

**議会事務局長（羽場雅敏君）** 発議第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出

提出者 今井 健児

賛成者 田中 三江

村田 桂子

今井 清

森澤 文王

今井 英昭

中島 健男

芝間 教男

別書を御覧ください。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

令和2年6月12日

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

総務大臣 様

長野県立科町議会議長 森本 信明

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。

日本の医師数は、人口1,000人当たりOECD平均3.5人に対し2.4人と極めて少なく、週60時間以上働く割合は、職種別で医師が最も高くなっています。

特に救急や産科では、1か月の平均時間外労働時間が平均80から90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。

ところが、政府の骨太の方針2018では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。

しかし、その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、医師の長時間労働がケースによっては最大週80時間とし、また、医療需要は、入院ベッド数を減らす地域医療構想に連動しています。

この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善にはつながらないばかりか、深刻な医師不足が続く地域医療にも大きな影響を与えることが危惧されます。

以上のことから下記事項について、住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数を増やすことを国に強く求めます。

1 2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上です。

**議長（森本信明君）** 本件について、提出者の説明を求めます。

1番、今井健児君。登壇の上、説明願います。

〈1番 今井 健児君 登壇〉

**1番（今井健児君）** それでは、提出理由の説明でありますけれども、ただいま、事務局長の読み上げた説明のとおりになります。

以上です。

**議長（森本信明君）** これから、本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和2年第2回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

(午後 3 時32分 閉会)